

江別市都市計画審議会条例

江別市都市計画審議会条例（昭和 44 年条例第 15 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定により設置する江別市都市計画審議会（以下「審議会」という。）について、同条第 3 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員、臨時委員及び専門委員）

第 3 条 委員は、学識経験のある者、市議会議員、市民、関係団体の代表及び関係行政機関の職員につき、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項に密接な関係のある者のうちから、専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、会長が決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、審議会の委任を受けて審議会に属する事項で軽易なものを処理する。

3 常務委員会は、会長の指名した委員で組織する。

4 前条の規定は、常務委員会の議事について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。